

令和5年度建設業法講習会について

【CPDS学習プログラム認定講習会】

主催：中部地方整備局

三重県

建設業法の目的は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護並びに建設業の健全な発達の促進を図ることにより、その目的を達成するために、同法では、建設業の許可制度、技術者制度など建設業を営む者の資質の向上を図る規定や、建設工事の請負契約の適正化、経営事項審査制度の確立、建設業者に対する指導監督等に関する定めがなされています。

つきましては、建設業法等に対する知識を深め適正な現場施工を理解していただくため、下記のとおり講習会を開催します。

●講習会内容

- ・建設業法令遵守について 【国土交通省中部地方整備局】
- ・建設業の処遇改善に向けた取り組み（CCUSの普及促進）について 【一般財団法人 建設業振興基金】
- ・建設系廃棄物の適正処理について 【三重県環境生活部】

●対象者

建設業の許可を取得している方、今後取得予定の方及びその従業員の方（建設工事に関係する方であればどなたでも参加可能です）

●日時及び会場

日	時	会場	定員
令和5年11月8日（水）	13:30~16:30	三重県伊勢庁舎4階401会議室 （三重県伊勢市勢田町628-2）	50名
令和5年11月17日（金）	13:30~16:30	三重県松阪庁舎6階大会議室 （三重県松阪市高町138）	50名
令和5年11月27日（月）	13:30~16:30	三重県四日市庁舎6階大会議室 （三重県四日市市新正4-21-5）	100名

●申込方法

申し込み不要（先着順にて当日会場で受付を行います。定員を上回った場合は、受講のお断り又は他日程への変更をお願いする場合があります。予めご了承下さい。）

●その他

- ・本研修は、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）の認定講習会です。
- ・受付は30分前から行います。
- ・駐車場のスペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。
- ・受講料は無料です。

●問い合わせ先

三重県県土整備部建設業課 建設業班 TEL 059-224-2660